

平成 28 年度環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画実施状況

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日閣議決定）及び環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画（平成 28 年 12 月 22 日環境省訓令第 21 号）において、環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画の進捗状況について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごと、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種別ごとに、処分及び廃棄の予定量を踏まえ、定量的に点検することとなっており、点検の結果を踏まえ、毎年度当初に公表することとしている。

これらに基づき、平成 28 年度環境省高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実行計画実施状況を以下のとおり公表する。

1. 環境省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等

環境省では、平成 29 年 1 月より、変圧器・コンデンサー等の掘り起こし調査を開始した。処分期間の末日まで一年をきっている、JESCO 北九州事業エリアの対象地域内については、平成 29 年 8 月末日までに調査を完了するようにしている。また、その他の地域に関しても、平成 29 年内には調査を完了するようにしている。調査によって新たに発見される PCB 廃棄物があれば、早期に処理委託を進める。また、安定器・その他汚染物等についても今後順次、調査を進めていく。

（1）環境省が管理する施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等（総括表）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量等>

種別	単位	保管量		処分委託量	処分済み量
		平成 28 年 10 月末時点	平成 28 年 度末時点	平成 28 年 10 月末か ら平成 28 年度末まで	平成 28 年度末まで
大型変圧器等	台	0	0	0	0
大型コンデン サー等	台	1	0	1	1
安定器	個	39	43	12	0
小型変圧器・ コンデンサー	台	0	0	0	0
その他汚染物 等	トン	0	0	0	0

<高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等>

種別	単位	所有量		廃棄量	廃棄済み量
		平成 28 年 10 月末	平成 28 年 度末	平成 28 年 10 月末か ら平成 28 年度末まで	平成 28 年度末
大型変圧器等	台	0	0	0	0
大型コンデン サー等	台	0	0	0	0
安定器	個	0	0	0	0
小型変圧器・ コンデンサー	トン	0	0	0	0
その他汚染物 等	トン	0	0	0	0

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設の事業対象地域ごとの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品所有量等

- ① 東京事業の事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する変圧器・コンデンサーの保管量（処分期間：平成34年3月31日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量		処分委託量	処分済み量
		平成 28 年 10 月末	平成 28 年 度末	平成 28 年 10 月末か ら平成 28 年度末まで	平成 28 年度末
大型コンデン サー等	台	1	0	1	1

- ② 北海道・東京事業の事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器の保管量（処分期間：平成 35 年 3 月 31 日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量		処分委託量	処分済み量
		平成 28 年 10 月末	平成 28 年 度末	平成 28 年 10 月末か ら平成 28 年度末まで	平成 28 年度末
安定器	個	39	40	12	0

- ③ 北九州・大阪・豊田事業の事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニルを含有する安定器の保管量（処分期間：平成 33 年 3 月 31 日まで）

<高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物>

種別	単位	保管量		処分委託量	処分済み量
		平成 28 年 10 月末	平成 28 年度末	平成 28 年 10 月末から平成 28 年度末まで	平成 28 年度末
安定器	個	0	3	0	0

2. 補助金の交付等を行っている施設等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有の実態調査並びに早期の処分委託・廃棄に係る要請

国立研究開発法人国立環境研究所の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有量等を調査し、現地で保管状況などを確認するとともに、廃安定器 39 個（平成 28 年 10 月時点）について、早期に処分委託を行うよう要請した。さらに、築年数の古い建物に残っている可能性のある安定器や、その他の汚染物等を含め、改めて掘り起こし調査を実施した上で、全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を早期に廃棄又は処分委託を行うよう要請した。

3. その他の施設等に対する早期処理に係る周知

- 平成 28 年 11 月 15 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州事業における、PCB 特別措置法で定める処分期間の末日まで残り 500 日の機会を捉え、Twitter 等の SNS、メールマガジン等を活用して、関係省庁及び都道府県市の協力の下、一斉広報を実施した。

（平成 28 年 11 月 15 日報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/103227.html>）

- 平成 28 年 12 月末

関係省庁とともに、所管業界団体に対して早期処理に係る周知を実施した。環境省は、環境省所管業界団体 36 団体に対して周知を実施した（政府全体では、平成 28 年中に 661 団体に、28 年度中に最終的には 961 団体に周知。）。

- 平成 29 年 3 月 31 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州事業における、PCB 特別措置法で定める処分期間の末日まで残り 1 年の機会を捉え、Twitter 等の SNS、メールマガジン等を活用して、関係省庁及び都道府県市の協力の下、一斉広報を実施した。

（平成 29 年 3 月 30 日報道発表資料 <http://www.env.go.jp/press/103874.html>）